

## 青年雇用促進特別法（略称：青年雇用法）

[施行 2018. 12. 31]

[法律第 16195 号、2018. 12. 31、一部改正]

雇用労働部（青年雇用企画課）044-202-7436

HP - 法令 104

### 第 1 章 総則（改正 2009. 10. 9）

（目的）

第 1 条 この法律は、青年未就業者に対する国内外の職業能力開発訓練等の支援を通じて青年雇用を促進し、持続的な経済発展及び社会の安定に資することを目的とする。

[条文改正 2009. 10. 9]

（定義）

#### 第 2 条

この法律で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「青年」とは、就職を望む者であって大統領令で定める年齢に該当する者をいう。
2. 「中小企業体」とは、「中小企業基本法」第 2 条による中小企業をいう。

[条文改正 2009. 10. 9]

※大統領令（施行令）

（青年の年齢）

第 2 条 「青年雇用促進特別法」（以下「法」という。）第 2 条第 1 号で「大統領令で定める年齢に該当する者」とは、15 歳以上 29 歳以下である者をいう。ただし、法第 5 条第 1 項により「公共機関の運営に関する法律」による公共機関及び「地方公企業法」による地方公企業が青年未就業者を雇用する場合は、15 歳以上 34 歳以下である者をいう。

（改正 2013. 10. 30）

[条文改正 2009. 12. 15]

（国家及び地方自治体等位の責務）

#### 第 3 条

（1）国家及び地方自治体は、青年雇用を促進するために、人材需給の展望、青年未就業者の実態調査、職業指導、就職のあっせん及び職業能力開発訓練等を含んだ対策を樹立・施行しなければならない。青年未就業者の雇用が促進される社会的・経済的環境を整備するように努めなければならない。

（2）企業、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関及び「地方公企業法」による地方公

企業（以下「企業等」という。）は、青年雇用を促進するための国家及び地方自治体の対策に積極的に協力しなければならない。

- (3) 「初・中等教育法」及び「高等教育法」による各級学校（以下「大学等」という。）は、産業界が求める人材の養成のための教育過程の運営、職業指導及び職業現場体験機会の提供のために努力しなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(青年雇用促進特別委員会設置等)

#### 第4条

- (1) 青年雇用促進に関する主な事項を審議・評価するために、雇用労働部に青年雇用促進特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 特別委員会は、次の各号の事項を審議する。
1. 前条第1項による対策の樹立・施行に関する事項
  2. 青年雇用促進のための産・学・官協力に関する事項
  3. 次条第1項による公共機関及び地方公企業の青年未就業者採用実績に関する事項
  4. その他の青年未就業者の雇用を促進するために必要な事項
- (3) 特別委員会の設置・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

## 第2章 青年未就業者に対する雇用拡大及び職業指導等 (改正 2009. 10. 9)

(公共機関の青年未就業者雇用義務)

#### 第5条

- (1) 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関及び「地方公企業法」による地方公企業のうち大統領令で定める公共機関及び地方公企業の長は、毎年各公共機関及び地方公企業の定員の100分の3以上ずつ青年未就業者を雇用しなければならない。ただし、構造調整等避けることができない場合として大統領令で定める理由がある場合を除く。 (改正 2013. 5. 22)
- (2) 雇用労働部長官は、前第2項第3号に関する特別委員会の評価の結果、青年未就業者採用実績が振るわない公共機関及び地方公企業に対して、青年未就業者雇用を拡大するよう要請することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 政府は、第1項により青年未就業者を雇用した公共機関及び地方公企業の長が経営合理化措置を通じて経費節減及び生産性向上のための措置をするように指導しなければならないが、青年未就業者の雇用実績を考慮して税法で定めるところにより、租税減免をし、又は補助金を支給する等の支援を行うことができる。
- (4) 雇用労働部長官は、第1項による雇用義務を履行しない公共機関及び地方公企業の名簿を公

表しなければならない。(新設 2013. 5. 22)

- (5) 政府は、第 1 項による青年未就業者雇用実績を「公共機関の運営に関する法律」第 48 条による経営実績評価及び「地方公企業法」第 78 条による経営評価に反映しなければならない。

(新設 2013. 5. 22)

[条文改正 2009. 10. 9]

[題名改正 2013. 5. 22]

[法律第 11792 号 (2013. 5. 22) 付則第 2 条の規定により、この条は 2021 年 12 月 31 日まで有効]

(国民生活安定関連公共部門での青年未就業者雇用拡大)

#### 第 6 条

- (1) 政府は、安保・国防・治安・消防・社会福祉サービス及び環境保全等国民生活の安定及び不便の解消のために人材需要が大きい公共部門において青年未就業者の雇用を拡大するよう努めなければならない。
- (2) 政府は、教育・保健・環境及び文化等の社会サービス分野において青年未就業者の雇用が拡大できるよう、就業機会創出事業を実施するよう努めなければならない。
- (3) 政府は、前項による社会サービス事業、環境監視団、山火事監視団、その他の公共勤労事業に関する予算支援規模を拡大し、事業費単価を現実化して青年未就業者の雇用を拡大するよう努めなければならない。 [条文改正 2009. 10. 9]

(中小企業体の青年未就業者雇用支援)

#### 第 7 条

- (1) 政府は、人件費等経費過大による中小企業体の経営隘路を打開し、青年未就業者の雇用を促進するため、中小企業体が青年未就業者を雇用し、又は職業能力開発訓練を実施する場合に、その所要費用の全部又は一部を支援することができる。
- (2) 政府は、中小企業体が青年未就業者の雇用を促進するために施設及び環境を改善する場合に、その所要費用の全部又は一部を支援することができる。
- (3) 政府は、外国人勤労者を雇用している中小企業体が、外国人勤労者を青年未就業者に代え、又は青年未就業者を追加して雇用する場合に、補助金又はその他の方法により、所要費用の全部又は一部を支援することができる。
- (4) 前 3 項の規定により政府が中小企業体に対し所要費用の全部又は一部を支援する場合であっても、政府は、青年未就業者雇用の有無のほか不必要な報告等当該中小企業体の自律的な経営を阻害する干渉を行ってはならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(青年未就業者雇用拡大計画の樹立等)

第 8 条 政府は、前 3 条の規定による青年未就業者の雇用拡大又は支援に関する計画をそれぞれ別に樹立し、公表し、施行しなければならない。この場合において、計画には分野別雇用計画又は支援方策等が含まなければならない。 [条文改正 2009. 10. 9]

(青年に対する職場体験機会提供)

#### 第 8 条の 2

- (1) 政府は、青年が職業を選択する前に、企業等において職業を体験できる機会を提供するよう努めなければならない。
- (2) 政府は、企業等若しくは経済団体又は大学等が前項による職場体験機会提供事業に参加する場合に、その所要費用の全部又は一部を支援することができる。

[本条新設 2009. 10. 9]

(職業指導プログラムの開発・運営及び提供)

#### 第 8 条の 3

- (1) 政府は、青年が適性と能力に適合した職業を選択することができるよう、職業相談・職業適性検査等多様な職業指導プログラムを開発し、「職業安定法」第 2 条の 2 第 1 号による職業安定機関を通じて直接運営し、又は民間に委託して運営することができる。

(改正 2009. 10. 9)

- (2) 政府は、大学等が前項によるプログラムを運営することができるよう支援することができる。

[本条新設 2009. 10. 9]

(就職に困難を経験する青年に対する雇用支援サービス提供)

#### 第 8 条の 4

- (1) 政府は、低学歴、経歴及び職業技術の不足等を理由として就職に困難を経験する青年に対して、個人別の深層相談〔きめ細かな相談〕を通じた職業経路〔キャリア〕の設計、職場体験・職業能力開発訓練を通じた就職意欲及び能力の増進、就職あっせん等の雇用支援サービスを提供するよう努めなければならない。
- (2) 政府は、前項による雇用支援サービスを提供する場合は、就職に困難を経験する青年の参加を誘導し、就職を促進するために必要な支援を行うことができる。
- (3) 第 1 項による就職に困難を経験する青年の範囲は、大統領令で定める。

[本条新設 2009. 10. 9]

※大統領令（施行令）

(就職困難青年)

第 7 条 法第 8 条の 4 第 1 項による就職に困難を経験する青年（以下「就職困難青年」という。）は、次の

各号のいずれか一つに該当する青年とする。(改正 2010. 8. 25、2012. 7. 31)

1. 高等学校卒業以下の学歴である失業者（「高等教育法」第 2 条各号の学校を中退した者を含み、在学中である者を除く。）
2. 「青少年福祉支援法」による特別支援対象青少年
3. 「勤労者職業能力開発法施行令」第 6 条第 1 項第 3 号による青少年
4. 6 カ月以上連続して失業状態にある者
5. 次の要件に全部該当し、未就業状態にある者として「職業安定法」による職業安定機関の長が就職困難青年であると認定した者
  - カ. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」による学校に在学していない場合
  - ナ. 「勤労者職業能力開発法」による職業能力開発訓練施設において職業能力開発訓練過程を受講していない場合
  - ダ. 上級学校への進学又は就職のための学院等において受講していない場合

(本条新設 2009. 12. 15)

### 第 3 章 青年未就業者等に対する職業能力開発訓練

(青年未就業者等に対する職業能力開発訓練の基本原則)

第 9 条 青年未就業者又は青年在職者に対する職業能力開発訓練は、次の各号の原則により実施しなければならない。

1. 需要者の要求〔ニーズ〕を事前に把握し、適正な人員を選抜して訓練を実施することにより、実用的な職業能力開発訓練になるようにすること
2. 政府は、職業能力開発訓練需要者が訓練機関を選択することができるようにインフラを構築すること
3. 単純な技術訓練を脱し、貿易・情報通信等の新技術分野、環境等新しい人材需要がある分野を中心に実施し、雇用構造を高度化することにより、離職・転職を最小化し、生涯にわたり雇用関係が確立されるようにすること
4. 職業能力開発訓練計画を樹立するときは、勤労脆弱階層・脆弱地域又は脆弱分野出身者が差別的な待遇を受けないようにすること
5. 政府、企業等及び大学等が協力体系を構築し、職業能力開発訓練を実施するものとし、特化した専門担当者を養成できるように「初・中等教育法」による高等学校のうち特性化高等学校及び職業訓練機関等も参加することができるようにすること

[条文改正 2009. 10. 9]

(企業又は民間職業訓練機関の職業能力開発訓練支援)

第 10 条 政府は、企業又は民間職業訓練機関が青年未就業者又は青年在職者の職業能力開発訓練を

実施する場合は、所要費用の全部又は一部を支援することができる。 [条文改正 2009. 10. 9]

(中小企業体の共同職業能力開発訓練支援)

第 11 条 政府は、中小企業体が類似した業務分野の技術開発、専門家の養成又は在職者の職業能力開発訓練のために共同で職業能力開発訓練機関を設置・運営する場合は、所要費用の全部又は一部を支援することができる。 [条文改正 2009. 10. 9]

(グローバル人材養成事業及び協力体系)

第 12 条

(1) 政府は、国際的経験を備えた優秀な青年人材を養成し、青年の雇用を促進するため、海外職場体験、海外奉仕活動等多様な人材養成事業（以下「グローバル人材養成事業」という。）を行わなければならない。この場合において、政府は、次の各号の事項を優先的に履行するよう努めなければならない。

1. グローバル人材養成事業と関連して次のそれぞれの者等と連携した人材需給及び就業情報コンピュータ・ネットワークの構築
  - カ. 企業等
  - ナ. 大学等
  - ダ. 「職業安定法」第 19 条による国外有料職業紹介事業を行う者
2. グローバル人材養成事業において優秀な成果をあげた前号各モク〔カからダまでいずれか〕に該当する者等に対する優待措置の実施
3. グローバル人材養成事業に参加する青年のビザ発行支援及び現地情報の提供
4. グローバル人材養成事業に参加した青年の事後管理方策の用意

(2) 企業等は、グローバル人材養成事業を支援できる国外機関の発掘等前項により政府が行う事業に協力しなければならない。

(3) 大学等は、次の各号の事項に関し、第 1 項により政府が行う事業に協力することにより、グローバル人材を養成し、青年の雇用を促進するために努力しなければならない。

1. グローバル人材養成事業の対象である青年の外国語能力向上及び素養教育の強化
2. グローバル人材養成事業への参加者に対する単位認定等優待方策の用意

(4) 政府は、第 1 項第 1 号各モク〔カからダまで〕のいずれかに該当する者等がグローバル人材養成事業を行う場合は、所要費用の全部又は一部を支援することができる。

[条文改正 2009. 10. 9]

(青年未就業者等の職業能力開発訓練計画樹立等)

第 13 条 政府は、次の各号の事項に関する計画を樹立・施行しなければならない。

1. 第 9 条による青年未就業者及び青年在職者に対する職業能力開発訓練

2. 第 10 条及び第 11 条による職業能力開発訓練の支援
3. グローバル人材養成事業

[条文改正 2009. 10. 9]

#### 第 4 章 政府の行政支援体系

(青年未就業者の就職実態及び支援計画の公表)

##### 第 14 条

- (1) 政府は、毎年青年未就業者の就職実態を調査し、公表しなければならない。
- (2) 政府は、第 3 条による対策並びに第 8 条及び第 13 条により樹立した計画を公表しなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

##### 第 15 条 削除 (2008. 2. 29)

(統合人材コンピュータ・ネットワークの設置)

第 16 条 政府は、青年未就業者の就職を促進するため、民間部門及び公共部門の人材需給及び就業情報を連結する統合人材コンピュータ・ネットワークを構築し、人的資源が効率的に配分・活用されるようにしなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(専門担当者養成)

第 16 条の 2 雇用労働部長官は、青年未就業者の職業指導、就職支援等青年未就業者の雇用を促進するための業務を担当する専門担当者養成に努めなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2009. 10. 9]

(軍服務中である者に対する就職機会付与)

第 17 条 政府は、軍服務中である青年の除隊後就職・復職等のために必要な行政支援体制・訓練体制及び予算支援体制等のインフラを構築することができる。この場合において、転役〔除隊?〕3カ月前から兵営内就職教育、特別休暇等円滑な社会復帰又は就職機会の付与のために必要な措置ができる。

[条文改正 2009. 10. 9]

#### 第 5 章 補則 (改正 2009. 10. 9)

(報告及び検査)

##### 第 18 条

- (1) 政府は、政府の支援する職業能力開発訓練が効果的に実施され、青年未就業者の雇用が促進

されるために必要であると認められる場合は、企業、民間職業訓練機関及び中小企業体の代表者等に対し、第 10 条及び第 11 条による職業能力開発訓練の計画及び実施結果を報告させることができる。

- (2) 政府は、必要であると認められる場合は、関係公務員に事業場等の施設に立ち入り、業務実態並びに帳簿及びその他の物を調査させることができる。
- (3) 前項により調査を行う公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に示さなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(過怠金)

#### 第 19 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者には、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

- 1. 前条第 1 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 2. 前条第 2 項による立ち入り又は調査を拒否・妨害し、又は忌避した者

(2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9]

付則 (法律第 7185 号、2004. 3. 5)

(1) (施行日) この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

(2) (有効期間) この法律は、2018 年 12 月 31 日まで効力を有する。

(改正 2008. 12. 31、2013. 5. 22)

付則 (法律第 9795 号、2009. 10. 9) (職業安定法)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで省略

(他の法律の改正)

第 5 条



(1) から (6) まで省略

(7) 青年雇用促進特別法の一部を次のとおり改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「「職業安定法」第 4 条第 1 号」を「「職業安定法」第 2 条の 2 第 1 号」に改める。

第 6 条省略

付則（法律第 11792 号、2013. 5. 22）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

（有効期間）

第 2 条 第 5 条の改正規定は、2021 年 12 月 31 日まで効力を持つ。（改正 2016. 12. 27、2018. 12. 31）

付則（法律第 14501 号、2016. 12. 27）

この法律は、2017 年 1 月 1 日から施行する。

付則（法律第 16195 号、2018. 12. 31）

この法律は、公布の日から施行する。